

次の業務について、企画提案に係る手続開始にあたり、参加希望者の募集を行うので公告する。

令和7年5月16日

静岡県知事 鈴木 康 友

1 業務概要

(1) 業務名

事業承継連携支援強化に係る実証事業業務委託

(2) 業務内容

基礎自治体及び市町単位の事業承継支援連携体と連携した事業承継支援に係る実証事業及び連携体構成員向け報告書の作成を行う。

(3) 契約価格の限度額

8,000,000円（消費税及び地方消費税は10%で計算すること）

2 契約期間

契約日から令和8年3月19日

3 参加資格

- (1) 委託契約の締結に当たり、静岡県から提示する委託契約書に合意できること。
- (2) 直近1年間において、都道府県税を滞納している者でないこと。
- (3) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 政治団体（政治資金規正法第3条の規定によるもの）及び宗教団体（宗教法人法第2条の規定によるもの）でないこと。
- (7) 次のアからキのいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約そ

の他の契約を締結している者

4 選定基準等

提出された書類と説明に基づき、総合的に審査して決定する。

5 手続等

(1) 担当部局

静岡県経済産業部商工業局経営支援課団体支援班

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号

電話番号：054-221-2807 電子メール：keieishien@pref.shizuoka.lg.jp

(2) 企画提案募集要項の配布

ア 交付期間

令和7年5月16日（金）から令和7年5月29日（木）まで

イ 交付場所

静岡県経営支援課ホームページ

(3) 説明会

説明会は開催しない

(4) 提出書類等

ア 提出書類

企画提案書、見積書、その他企画提案募集要項に記載された書類

イ 提出期限及び提出方法

令和7年5月29日（木）午後3時まで持参又は郵送（必着）

ウ 提出場所

(1)に同じ

(5) 企画提案書の説明（プレゼンテーション）

企画提案募集要項に記載された日時及び場所で開催

6 その他

(1) 企画提案及び契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 詳細は企画提案募集要項による。

(3) 照会窓口は、静岡県経済産業部商工業局経営支援課（電話番号054-221-2807）とする。